

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年12月12日（金曜日）
午前9時30分～午前11時42分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 井 上 敬 副委員長
 三 好 睦 子 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
 戎 屋 昭 彦 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 竹 下 駿 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 荒 山 光 広 議 長
- 6 出席した事務局職員
 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 寺 埜 真 輔 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
 中 島 高 輝 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 志 賀 雅 彦 副 市 長 南 順 子 教 育 長
 佐々木 靖 司 市 民 福 祉 部 長 市 村 祥 二 建 設 農 林 部 長
 千々松 雅 幸 教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 村 壽 志 建 設 農 林 部 次 長
 沓 野 純 枝 市 民 課 長 古 川 和 則 健 康 増 進 課 長
 西 村 兆 充 福 祉 課 長 佐 伯 瑞 絵 子 育 て 支 援 課 長
 岩 崎 敏 行 農 林 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、教育民生委員会を開会します。

議長、報告事項などありましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○委員長（末永義美君） それでは、本会議において、本委員会に付託された市長提出議案14件について審査しますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努められますようお願ひ申し上げます。

それでは、早速、審査を始めます。

最初に、議案第98号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） それでは説明します。

このたびの改正は、児童福祉法等の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係する3つの条例の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、第1条の美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び第3条の美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設され、新たな条項が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

第2条の美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、今、御説明した第1条及び第3条の条例の一部改正と同様に所要の改正を行い、また、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされたことに伴い、市が定める基準についても同様に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものですが、第2条の一部改正については、美祢市内に家庭的保育事業を実施している事業者はないため、改正に伴う影響はありません。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号美祢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第100号美祢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については関連がありますので、会議規則第88条により一括議題とします。それでは、執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） それでは説明します。

議案第99号及び議案第100号は、子ども・子育て支援法等の一部改正により乳児等通園支援事業が創設され、本市においても、来年度から事業を実施するにあたり、認可や運営等の基準を定めるため制定するものです。

まず、乳児等通園支援事業の概要について御説明します。

ただいま配信しました資料を御覧ください。

乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保育所等に入所していない0歳6か月から3歳未満のこどもが保護者の就労要件等を問わず、保育所等を月一定時間まで利用できる制度です。

令和7年度から「乳児等通園支援事業」として制度化され、令和8年度から全国の自治体で実施が必須となり、新たに給付事業として実施されます。

利用要件は0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子どもさんが対象となり、保育所、認定こども園、幼稚園等で実施施設となります。

利用時間につきましては、子ども1人当たり月10時間の枠内で時間単位での利用が可能となっています。

実施主体は市ですが、市は適切に本事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができます。民間事業者が実施する場合は市の認可が必要となります。

次に、保護者が支払う利用料については、1時間当たり300円を標準として、施設で設定することが可能です。

また、日用品や文房具などの購入に要する費用、昼食など食事の提供に要する費用など実費徴収もあります。

次のページをお願いします。

事業を実施した施設へ支払われる給付費ですが、それぞれ基本単価に加算単価を加えた額に利用時間を掛けた金額を支払うこととなります。

こちらに記載している単価は令和7年度の単価であり、令和8年度の単価については、今後国から示される予定になっています。

参考までに、本事業と類似している一時保育、預かり事業との違いについて記載しております。

対象となるお子様であれば、保護者の判断によりどちらの事業を利用されても構いませんし、併用して利用することも可能です。

議案第99号の条例の制定につきましては先ほど御説明したとおり、乳児等通園支援事業を民間事業者が実施する場合は、市の認可が必要であり、その認可基準は、国の基準に基づいて、市が条例で定めることとされていることから、国の基準に準じて新たに定めるものです。

そして、この条例により認可を受け、乳児等通園支援事業を行うものは、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たし、乳児等支援給付費の支給を受けるための確認を受ける必要があります。

議案第100号の条例の制定につきましては、この確認基準を国の基準に基づいて、市が条例で定めることとされていることから、国の基準に準じて新たに定めるものです。

なお、どちらの条例につきましても、令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） まず、お尋ねします。

先ほどの説明で、10時間って言われましたけれど、国が定めるのが10時間で、市が10時間で20時間っていうわけじゃないんでしょうか。

それと、1日8時間が上限ということなんですが、これは、1日あたりが——これの整合性とかもお尋ねします。それと——まず、それでお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

1月当たりの利用時間ですが、これは、国において月10時間以内と定めてありますので、市においても、これに準じて10時間以内としたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私が調べたところでは、あれですかね、自治体独自で、10時間の上乗せができるっていうことはあるんですか、ないんですか。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

自治体のほうで、利用時間につきましては上乗せするということはあるんですが、その上乗せが超えた部分については、国庫、県の補助交付金の給付費の対象にはなりませんので、市としては、上乗せは今のところ考えておりません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら、10時間以内であれば交付金が出るということですか。

それと、保護者の委託なんですけど、一応市が委託を受けてそして保育——保育の施設のほうにお任せ——いやいやおかしいですね。委託はどうなる——保護者との委託はどういう手順でしょうか。委託契約。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

保護者——利用者につきましては、それぞれ実施する園のほうで利用を申込み、そちらのほうで利用していただくという形になります。

また、市のほうで利用される方は、市のほうへ申請をしていただいて、市がその利用できるという認定を行います。その後、利用者の方は各施設へ利用を申込み、利用をされるという流れになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど300円って言われましたけれど、これって、保育園——ある程度無料の年齢もあるんですけど、それには関係なく300円なんですか。保育料です。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

こちらの事業は、保育料とはまた保育園の事業とは違いますので、1人当たり1時間当たり300円という標準——300円を標準として、各施設のほうでこの利用料金は設定できることになっております。

また、これからまた検討していきますが、低所得者の方であったり——については、減免制度っていうのもこちらのほうで検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） まとめて言いましょうね。今のであれば、8時間が限度で2,400円になるわけなんですけれど、補助もあるということで、所得者によるということでしたけれど、これは、こども誰でも通園制度っていうのは、これは——考えてみれば保育ではなくて、遊びと生活の場の提供というような位置づけなんですか。

それと、保育士さんがそのときに不足だったらおかしいですね、保育士さんの増員とかは、今の保育士さんの体制でいくんでしょうか。それとも、保育士さんが保育の免許がなくても、臨時的に入れるっていうことも考えられるんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、この事業が保育園ではなく保育する場を与えるかという御質問ですが、この事業については、これまで保育所を利用できなかった子どもさんに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び教育環境を把握するための面談や子育てについての情報提供することで、子どもにとっては、家庭とは異なる経験を通して成長することができ、また保護者にとっては、子育てに対する孤立感や負担感の軽減につながる事業であると考えておりますので、そういった場であるというふうに考えております。

また、保育士の配置なんですが、こちらにつきましては、まず、この事業の区分として、議案第99号の第20条に規定しておりますが、一般型の事業と余裕活用型の事業と大きく2つに分かれます。

一般型で行う場合は、今の在園児の保育体制とは別に第22条に規定しているとおり、乳児おおむね3人に1人——3人に対して1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児については、おおむね6人につき1人以上の保育士を配置する必要があり、またその半数以上が保育士となること、また複数配置するという必要があります。

ですので、一般型で、もしこの事業をされる場合につきましては新たに保育士の配置が必要となってくると思われます。

以上です。

○委員（三好睦子君） すみません、もう1点いいですか。

○委員長（末永義美君） どうぞ。

○委員（三好睦子君） 今の説明でしたけれど、保育所も十分かどうか——配置されるということですけど、指導監督とか——事故とかがあってはいけませんけれど、そういうところの責任の所在っていうか——はどうなんでしょうか。市なんでしょうか、それとも保育施設のほうなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えいたします。

保育児への負担がかかり、その安全性等を担保していくにはどうするかということですが、各保育園での運営体制につきましては、市のほうでしっかり把握していくことが大切だと思いますので、これから認可や確認申請の段階ですとか、あるいは監査する——指導監査もありますので、その中のところでしっかりチェックを行っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この0歳というか、前は0.6ですかね、それから3歳までのというのは、本当にこういうお子さんをお持ちの方にとっては切実な問題じゃないかなっていうふうに思うわけですね。だから、以前からやはりこの0から3歳——0歳から3歳ですか、この保育について充実する必要があるんじゃないかという意見もあったと思うんです。

で、まず確認なんですけど、そうはいうものの今美祢市において、この0.6歳ですか——から3歳のお子さんをお持ちの方、あるいはこの制度ができたんで利用しようとしたときに、一体どのぐらいのニーズがあるのかなあと。ニーズがなければやっても意味がないんですけれども、あるんだったら、もっと充実させる必要があるのかなと思うんです、まず1点。これを利用できるっていうか対象の家庭っていうか、対象のお子さんというのは、何人ぐらいいらっしゃるのかなっていうのがまず1点ですね。

で、次にですね、月10時間、例えば1日5時間使ったらもう2日しか利用できませんよね、非常に中途半端ではないかなっていう気もするわけです。だから、本当にこの制度を利用したい人にとってみればないよりはいいかもしれませんが、僅か月10時間とかいう制限というのは非常に足りないっていう気がするんですが、その辺はどのようにお考えですか。

制度は制度として、でも、やっぱり実際のニーズっていうのはどうなのかという、その辺はどう考えられてるかなと、まずこの2点、ちょっとお考えをお聞かせ——データとお考えをお聞かせ願います。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、対象となるお子さんが何人ぐらいいるかということですが、令和7年11月1日現在で対象となるお子さんは60人——60名ほどいらっしゃいます。

あと、このお子様方がそのうちどのぐらい利用されるかということなんです、あと、月10時間では短いのではないかと御質問ですが、まず、市では、育児休暇復帰の1か月前から入所をまず認めております。

また、先ほどちょっと資料のほうでも上げておりましたが、一時預かり事業って

いうのも実施しております。これにより、保育園に入る前の新しい保育の期間って
いうものは確保できますので、あまりこの制度を利用される方は少ないのではない
かと、市のほうでは推測しております。

で、10時間のうち、こども誰でも通園制度が10時間、月が10時間ですので、それ
を超えた分につきましては、次は、じゃあ一時預かり保育、こちらのほうが今市内
では月14日以内、これは14日以内で設定しておりますので、こちらのほうを利用し
て、園を利用して、そういった保育を利用していただければと考えております。

やはり、この通園制度っていうのは、保育という先ほどもお答えしましたが、保
育というよりは、これまで保育所を利用できなかった子どもたちに、遊びの場、生
活の場を提供すること、そして、保護者にとっては、子育て世帯の子育てに関する
負担の軽減っていうところが大きな事業となりますので、市のほうでは適切に実施
していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、10時間で足りないところは、一時保育や一時預かり事業
もありますよと、これだったら月14日以内、ただ、先ほど説明の2ページ目なんで
すけれども、利用条件っていうのがございますよね。病気ですとか冠婚葬祭ですと
か介護、育児疲れ、要するに育児が困難になった場合というこの条件ありますね。

この条件は、例えば市のほうで、もう一応こういうのがあるんだけど、利用した
いっていうんやったらこういう条件じゃなくても利用できますよと、それがあれば
いいんでしょうけど、この条件つけられると本当やっぱり預けたいというか、もう
自分も働きたいというふうな方もですね、14日利用できなくなるんじゃないですか。
だから結局、本当にやろうと思えば、こういう条件とかあれば撤廃はできないでし
ょうけども、運用でできるだけ利用されるようにしないと、せっかくの制度が本当
に有効に利用できないんじゃないかと思うわけです。そこはどうなんでしょう。こ
の一時保育のところの利用条件の緩和とか、その辺の融通は利くんですか。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、利用条件につきましては、一時保育については、一応こち
らのほうでは、育児疲れや病気などの育児が困難になった場合としておりますが、

今、実際に運用上では、こういった理由がなくてもお預かりするように運用しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ぜひ、そういうふうに運用していただければ。

それともう1つは、この令和7年の11月現在で対象となるお子さんが60名とおっしゃいましたですね。

で、こういう制度ができましたっていうふうなこと、これを特にそのお子さんの保護者の方に通知、そして、実際にアンケートっていうのを取られてみたら、本当にこれを利用したいのかどうなのかとかいうかよく分かるんじゃないかなと思うし、やはり今美祢市としても少子化とかっていうふうなことで、その対策で、特にやはりこういうお子さんを持ってらっしゃるような保護者の方っていうのは切実な問題だと思うわけですけども、ぜひ、せっきくの制度をより有効に使うためにもニーズっていうか、それをしっかり掘り起こして、できるだけ市独自としても、これにプラスアルファできるようなそういう施策をやっていただければいいかなと思うんですね。

だから、まずは周知、次にニーズの把握っていうか、それにぜひ努力していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この制度につきましては、この条例が制定された後、1月以降しっかりと保護者の方への制度の周知、ホームページ等とおしたり、園を通じたりして、制度の周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本議案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、最初に議案第99号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第101号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。執行部より説明を求めます。古川健康増進課長。

○健康増進課長（古川和則君） それでは説明します。

議案第101号は、図書館複合化施設の建設に伴い美祢市保健センターが取り壊されるため、本年12月末で供用を終了し、供用終了後は市内の公共施設を活用して、各種保健予防事業を実施することとしております。

また、美東・秋芳地域では、既に各地域まちづくりセンターの施設を使用し各種保健予防事業を実施していることから、美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） それでは御説明いたします。

これは、農産物加工施設の管理につきまして、第4条の管理の規定において、当該施設の管理を指定管理者に行わせるものを管理の代行として、指定管理者が行うことができる規定に改正するものです。

現行では、当該施設の管理を指定管理者に行わせる規定ですが、この改正によりまして、施設の管理を市が行うことができ、また、管理の代行としてもこれまで同様、指定管理者に行わせることも可能となります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 条例改正ですね、これについて、本会議のとき議案説明、市長の説明のときにもちよつと質問したんですが、改めてちよつと質問させていただきます。

今の説明だと、今回これの4条の1番のところで、従来は指定管理者に行わせるものとするというのを指定する指定管理者に行わせることができると、要するに指定管理者が行うというんで、指定管理者——市長が指定するものに行わせることができるというふうにされることで市もできるという説明だったですね。市の直営も可能にするんだということですね。

どう、これを読んでもパンとすぐそういうふうにならないんだけど、もう1回行わせることができるっていうふうに変えた目的、それをどう解釈するかっていう説明をもう1回ちよつとお願いできますか。

○委員長（末永義美君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

この施設につきましては、令和8年3月31日をもって期間満了ということになります。現施設の指定管理者であります山口県農業協同組合と協議を重ねてきておつ

たところなんですけど、一部の存続が難しいというところになってきております。

で、このことによりまして、施設の維持管理につきまして、市が行うというところが可能性が出てきましたので、そういうところの管理を市が行うということでの条例改正になります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ということは、今まで指定——JAのほうで指定管理してましたけども、それがもう指定管理をしないということになれば、あとは市が維持をするということですか。要するに、加工施設としてはどういうふうに扱いをされるわけ。

○委員長（末永義美君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの御質問にお答えします。

加工施設につきましては、今後、もう一度公募をかける予定としております。それに伴いまして、公募をかけた結果、応募がなかった場合につきましては、またさらなる貸付等を検討していくような形を考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） いいですか。それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第103号美祢市火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） それでは御説明いたします。

これは、美祢市火災予防条例が一部改正されることに伴いまして、火入れを中止する気象状況に林野火災注意報及び林野火災警報を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、2ページの新旧対照表を御覧ください。

14条の火入れ中止の規定において、第1項及び第2項の火入れを中止する気象条件に「林野火災注意報」及び「林野火災警報」を追加するものです。

次に、第3項として、乾燥注意報及び林野火災注意報が発令された場合であっても、延焼のおそれがないと認められるときは火入れを行うことができる規定を定めるものです。

なお、この条例は令和8年1月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回のこれ条例の改正で、新たに14条の第1項ですね、森林火災注意報又は林野火災警報が発令された場合にと、これを入れられてますね。で、従来は入ってないということは、この林野火災注意報あるいは火災警報っていうのは、最近できたものということなんですか、それとも以前からあったんだっていう。もうやっぱり何らかの理由で、ここに入れるべきではないかということで、今回、これを入れられたっていうことなんですかね。

○委員長（末永義美君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの御質問にお答えします。

新たに加えました林野火災注意報及び林野火災警報につきましては、消防本部のほうで今回の議会に提出しております火災予防条例の改正に伴うものでございまして、理由としましては、令和7年2月から大船渡の山林火災等も発生した状況も踏まえまして、火災予防条例が改正されることに伴いまして——新たに火災予防条例にこの通達——「林野火災注意報」及び「林野火災警報」が追加されることに伴いまして、火入れの条例も改正するものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号美祢市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） それでは御説明いたします。

このたびの改正は、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき秋芳町秋吉福王田団地の住宅を解体するため、美祢市営住宅条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、次のページ、美祢市営住宅条例新旧対照表を御覧ください。

団地の住宅の解体戸数は、福王田団地2戸となります。

これに伴いまして、美祢市営住宅条例第3条第2項別表第1に規定する団地の戸数を「9」戸から「7」戸に改正します。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

今回は2棟ですけど、今から——今入居者もなくて経年劣化で、もう本当に使えない、入居者もいない、入居の予定も——募集もしておられないとかいうことがあると思うんですけど、今回2棟ですけど、今後の予定とか——何棟ぐらいあつて、今後の予定とかはどうなのでしょう。

○委員長（末永義美君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

福王田団地についてですが、残り7戸となります。今、3棟居住されております

ので、4棟が政策空家として募集停止としておる状態であります。

今後の予定といたしましては、まだまだ市内に古い住宅等ございますので、状況を見ながら団地を決め、そして予算もありますので、それも絡めて団地の解体戸数、スケジュール的なものを組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑は。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 参考までにお聞きするんですが、これ何年ぐらいたつとるんですか。大体でいいですけど。

○委員長（末永義美君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この福王田団地ですが、昭和41年建設ですので、約59年経過しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,804万9,000円とするもの

です。

まず、歳出から御説明します。

12ページを御覧ください。

このたびの歳出の補正は、いずれも人事院勧告に準拠した職員等の給与改定及び人事異動等に伴う人件費を調整するものであります。

上段、1目一般管理費では539万8,000円を減額しております。

また、1目特定健康診査等事業費では27万円を追加しております。

続いて、歳入を説明します。

8ページを御覧ください。

上段、20目社会保障・税番号制度システム整備費補助金を2万5,000円追加しております。

これは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知のためのリーフレット作成、この経費に対し補助額が確定したことによるものです。

その下、中段、1目一般会計繰入金では755万円を減額しております。

内訳は、職員給与費等繰入金を542万3,000円減額、財政安定化支援事業繰入金を315万3,000円減額、その他一般会計繰入金を102万6,000円追加するものです。

職員給与費等繰入金は、人件費の調整に伴うもの、また、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金は、それぞれ事業が確定したことによるものです。

続いて、その下、1目国民健康保険基金繰入金では184万3,000円を減額しております。

これは、このたびの補正により繰入額を調整するものです。

続いて、下段、1目繰越金では424万円を追加しております。

これは、令和6年度の決算に伴い前年度繰越金を追加するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっと申し訳ないんですけど、国の支援のこと——9ページ、9ページの番号制度システム整備費で、今ちょっと何か詳しく言われたけど、もうちょっとすみません、もう1回お願いしていいでしょうか。システム整備って——内容は何とか言われましたね。何でしたっけ。マイナ保険証の——もう1回お

願いたします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

この社会保障・税番号制度システム整備費補助金というのが社会保障・税番号制度の導入に係る経費について、国のほうが全額または一部を補助するものになります。

で、今回の補正の内容につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知ということで、7月の中旬に皆様に更新——保険証の更新といいますか、そのお手紙の中に一緒に同封するリーフレットを作成しました。こちらのほうの作成経費というものを全額国のほうが補助してくれるということが確定しましたので、補正というふうに上げております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 職員の現場というのは本当に大変だと思うんですけど、この14ページを見ますと正職員が1人減っておられます。で、会計年度の職員も1人減っていらっしゃるのでしょうか。実際の職員が何人減になっているのかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

15ページの上段のアのところ、会計年度任用職員以外の職員というところで内訳があります。

で、1名減ということになっておりますが、ちょっと職員配置のことについて、こちらの市民課のほうで関与といいますか、所管しておりませんので、ちょっとこの内容については、お答えが難しいというふうにお願いしたいと思います。

すみません、以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） マイナ保険証の一体化っていう——マイナンバーカードと保険証の一体化ということなんですけど、つまりマイナ保険証なんですけれど、これは後期高齢の場合は、もう全員に資格確認書を送られるということになりましたけれど、国保の場合はそういったことはあるのでしょうか。ないのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国民健康保険のほうには——では、後期高齢者医療のような暫定というところがありませんので、7月の中旬にお送りした——更新としてお送りしたものは、マイナ保険証をお持ちの方については資格情報のお知らせ、また、お持ちでない方については資格確認書をお送りしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回、減額500万ぐらい今減額されてますよね。で、それが給与ということですよ。

で、先ほど質問にもあって、14、16見ると、確かに職員数で一般職のところも1人ですか減ってますし、会計年度による職員以外にも減ってるということですが、これって、もともとの当初の予算っていうか——は、これだけの人数がいるというふうに見とったのが実際にいらなかったということですか。

要は、予算の段階で、かなり必要以上に見積もってて、それだけ要らなかったということなんですか。

○委員長（末永義美君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） この一般職員の1名減につきましては、11月1日付けで特別会計の職員を1名、一般会計のほうに異動をさせておる関係で1名減となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） いや、それが11月1日現在で——今年の11月1日っていうんですよね。で、実際対象となるのは、今年の6月から来年の6月ですか。要は——ごめんなさい。人件費が500万ぐらいで、実際の補正で減少するっていうこと、すなわち特別なやつを一般に変えたから減ったというお話ですが、じゃあそれでこの業務に支障はないんですか。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） ただいまの委員の御質問にお答えします。

このたびの人事院勧告によりまして、基本的に正職員、会計年度職員全て基本的

に給与水準は上昇しております。

中でも、この当初——当初——令和7年度当初予算といいますのが、今7年——要は6年度に編成しますので6年度状態の職員配置、それから給与水準で7年度を見込みますが、実際にはその後人事異動がありまして、その給与水準費は職員人数は変わっておりませんが、水準が低い職員が異動になるという場合がございます。

そうしますと、予算に余剰ができますので、このたびの12月は、人事院勧告の影響により給与水準上がったものの、1名の特別会計から、先ほど副市長が申しました一般会計への異動、それから人事異動による配置の影響も考慮して必要な額を補正させていただいたということで、結果的に給与——予算が下がりましたが人員は充足しておりますし、委員が懸念されておられます業務に支障はないのかという面では、支障はないということでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 9ページなんですけど、9ページの財政安定化——財政安定化支援事業繰入金、これマイナス——マイナスの315万3,000円なってますけど、これは、美祢市の国保基金とかも多くて、そして安定してるよと、だから、美祢市の国保にはお金をあげないよとか、簡単に言えばですよ、マイナスですからね、入ってるわけじゃないから。というようなこの財政安定化繰入金のマイナスの315万3,000円についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。

○委員（三好睦子君） 何でマイナスなんですか。安定してる——安定的な財政だからって意味なんですか。

○委員長（末永義美君） 杵野市民課長。

○市民課長（杵野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この財政安定化支援事業というのが国民健康保険財政の健全化、それから、保険税負担の平準化というところを実施するために、保険者の責任がない特別の事情、例えば保険税の負担能力が被保険者の軽減割合が高いとか、また年齢構成、65歳以上の方が多とかそういったところに着目して、国保財政を安定化させるために一般財源——一般会計から繰入れますっていう趣旨のものです。

で、この算定の基礎となるものは、普通交付税の保健衛生費というところから算

定をされて、その額を反映して、一般会計から国保会計に頂いてるというものになりますので、具体的な減った理由というか、そういうところはちょっと申し訳ないんですが、御説明がちょっと難しいんですけれども、そういった7年度の金額が確定したというところで、今回、補正を上げさせていただいております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この国保のマイナンバーカードと保険証の一体化に日本共産党はずっと反対しています。

今まである保険証とマイナンバーカードもやってもいいけれど、今まである保険証も並行して一緒にやればいいかって提案しておりますが、今回はマイナンバーカード——マイナ保険証を推薦する予算——補正になってます。

そして、先ほど言いましたけど、本当にこういったマイナンバーカードのトラブル、報道でもありましたけれど、マイナ保険証のトラブルが77%あったと、そしてトラブルの名前が黒塗りだったということが70%あったと、それから12月9日のテレビなんですけれど、医師会では、この今の紙の保険証と両方でできないかという意見を述べておられました。全く同感だと思いました。

そういったことが今のところ美祢市ではないということで、来年の3月までは、この今の保険証が使えるってということなんですけれど、今回の補正では、そのマイナンバーカード——マイナ保険証の推進にあったことと、そういった大変なマイナ保険証のトラブルが起ころうかっていうときに職員を1人減というのは現場では大変ではないかと思い、この予算には——補正予算には反対いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第88号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

ここで、ちょっと10分ほど休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時33分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第90号令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万5,000円を――申し訳ない。訂正いたします。220万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,600万円とするものです。

まず、歳出から説明します。

12ページを御覧ください。

このたびの歳出の補正は、主に人事院勧告に準拠した職員等の給与改定及び人事異動等に伴う人件費を調整するものであります。

上段、1目一般管理費では339万6,000円を追加しております。

説明欄、一般管理業務のうち、電算システム改修委託料を123万4,000円追加しております。

これは、令和7年度税制改正に伴う改修で、財源として、事業費の2分の1に当たる61万7,000円を歳入の介護保険事業費補助金に追加しております。

なお、電算システム改修委託料以外は人件費を調整するものです。

その下、中段、1款総務費以降はいずれも人件費を調整するものであります。

2目認定調査等費では33万1,000円を減額しております。

その下、下段、1目一般介護予防事業費では34万円を追加しております。

続いて、14ページ、中段、1目任意事業費では20万9,000円を追加、その下、3

目認知症総合支援事業費では36万3,000円を追加しております。

その下、下段、1目他会計繰出金では177万2,000円を減額しております。

続いて、歳入を説明します。

8ページを御覧ください。

歳入の補正は、主に歳出の人件費の調整に伴う財源を法定割合に基づき調整するものであります。

上段、1目第1号被保険者保険料では156万8,000円を減額しております。

次に、中段、1目調整交付金では2万3,000円を追加、2目及び3目の地域支援事業交付金では6万8,000円及び21万9,000円をそれぞれ追加しております。

これらは、いずれも人件費の調整に伴うものです。

その下、6目介護保険事業費補助金では、電算システム改修の事業費に対して2分の1の61万7,000円を追加するものです。

その下、下段、4款支払基金交付金以降はいずれも人件費の調整に伴うものであります。

2目地域支援事業支援交付金では9万2,000円を追加、続いて、10ページ、上段、1目及び2目地域支援事業支援交付金では、合計で15万3,000円を追加、その下、中段、2目地域支援事業繰入金から5目のその他一般会計繰入金では、合計で260万1,000円を追加しております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。2点あるんですけど、まず1点、一問一答でいきます。

今の説明で、システム改修ということだったんですが、これは123万で半分——2分の1は市で、2分の1は国から入ってるわけですけど、この説明では、令和7年税制改正って言われましたけど、これ、ちょっとこの内容がちょっと分からないんですけど、説明、以前にあったのかと思いますけど、これについて、どのような税制改正があったんでしょうか。以前の議会だったと思うんですけど、すみません。分かりません、お願いします。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの御質問にお答えをします。

このたびの介護保険のほうの——介護保険の電算システム改修については、令和7年度の税制改正、これらの内容は、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が現行55万円のところが65万円に上げられるというところがありますので、この影響というところを影響がないように、介護保険のほうは3年の計画に沿って行っておるものですので、保険者のほうの責によらないものといえますか、影響を緩和してないものになりますので、これに影響がないようにというシステム改修になります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 思い出しました。ありがとうございます。

それと、調整交付金って何でしたっけ。2万3,000円あるわけなんですけれど、介護保険制度によって、市町の財政調整を行うための国から交付される重要な資金ということなんですけれど、今回のこの調整交付金、介護保険、この今に関連するわけですか。システム改修のこの税制の今の55万が65万に拡大された、これと関係あるんでしょうか。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問にお答えをします。

8ページの調整交付金の補正額についてですが、これは、歳出のほうの一般介護予防の人員費に係るものの法定割合に基づく追加ということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私は、システム改修についてちょっとお尋ねしようと思ったんですけど。こういう税制改正で、国の責任で税制改正ということで、このぐらいのことで補助金が出るのかなというふうにですね、ちょっと思ったんですけど——来たんですよ。ということでよろしいですよ。

○委員長（末永義美君） 来たということで。そのままの答弁でいいですね。来たということで。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、2分の1の交付の決定の通知が来たということでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の8ページ——すみません。1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,849万9,000円とするものです。

8ページを御覧ください。

まず、歳入は繰越金を89万4,000円追加しております。

これは、令和6年度の決算に伴い、前年度繰越金を追加するものです。

続いて、10ページを御覧ください。

歳出は、予備費を89万4,000円追加しております。

これは、歳入の補正に伴い、同額を予備費に追加するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第109号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） それでは説明します。

現在、美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者として鳳鳴山里会をしておりますが、令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

このため、新たな指定管理者を指定するに当たり、指定管理者候補者選定審査会において、候補者の選定方法については、非公募とすることや指定期間を3年間とすること等が決定され、本審査会による審査を得て、鳳鳴山里会を候補者として選定したところです。

なお、指定期間については、前回5年としておりましたが、現指定管理者である鳳鳴山里会から3年としてほしい旨の要望を受け、3年としたところであります。

つきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、鳳鳴山里会を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

この指定管理を受けるときに、その相手の方と市が協定書を交わすわけ——交わされるわけなんです、そのときに説明がいろいろとあるかと思うんですが、双方の意見を聞きながら協定を交わされると思うんですが、そのときの相手の意見はどの程度酌み入れられるんでしょうか。分からないです。すみません。

続けていいです。指定管理料——指定管理料じゃなくて、すみません。今の本当に物価高、また賃金も上がって——最低賃金上がって——賃金も上がってる、そういったところが考慮されているのかどうかと。

それから修繕費とかも、この5万円以下は自分たちで、5万円以上は市でやるということなんですけれど、そういったことも言われてるのか。その説明がどの程度されてるのか。例えば1回につき5万なのか、1年間について5万なのか、その指定期間の間で、3年でしたら3年の中で5万——例えば15万修理があったときに、5万ずつ区切って請求できるのか、1回ごとなのか、そこの協定がどのようになっているのか。

また、最近Wi-Fi、私たちの身の回りでは利用するわけなんですけれど、Wi-Fiは、強制——その施設について強制ですよ——強制ですよとかいうことが任意なのかどうか、そういったことも協定の中で、話し合いの中で進められたのか。どの程度、相手の募集をかけられるときにですね、説明があるのかないのかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

指定管理者の選定に当たりましては、ここは非公募としております。非公募としておりますので、鳳鳴山里会さんと事前に指定管理料等についても事前に協議をしております。その中で、人件費の高騰部分、あるいは物価高騰に対する部分についての市としての積算の仕方について説明をし、それらについては御理解をいただいているところであります。

それから修繕費につきましては、協定を結ぶわけですが、リスク分担表において、10万円っていうことで10万円以内、1件です、1件10万円以内は指定管理者が修理をするというようなことで、これらについてもしっかり説明をしてきておりますし、これまでも同様の取扱いできているところであります。

Wi-Fiについては、Wi-Fiの設置っていいですか、Wi-Fiの運営経費につきましても、通信費につきましても、指定管理料の積算の経費の内訳の中には見積もっているところであります。

以上になります。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） Wi-Fiが指定管理の中、経費に入ってますか。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

Wi-Fiの通信経費につきましては、指定管理料の積算をするに当たりまして、管理費の中にしっかりと見積もっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど説明で10万と言われましたけれど、5万じゃなかったでしたっけ。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 次期指定管理期間の募集に当たりまして、基本協定の案を作って、それについても鳳鳴山里会と協議をしております。そのリスク分担表においては、1件10万と——おおむね10万未満の修繕は指定管理者が対応するというふうにしているところであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。

○委員（三好睦子君） もう1件尋ねてること、答えがないです。

○委員長（末永義美君） もう一度、じゃあお願いします。三好委員。

○委員（三好睦子君） 協定書の中で1件10万ということでしたけど、以前5万とかでしたけども、それを1年間まとめていいのかっていうのは協定書にあるんですか
ないんでしょうか。

いろいろ例えばですよ、5万の修繕を1回すれば5万で——5万で自分で——指定管理料で払ってしまうんですけど、1年間で3回修理した——水道とかいろいろ修理があったときに、15万になった場合は市のほうの負担になって、何ですかね、業者——業者じゃない、指定管理の方が本当に助かるわけなんですけれど、本当に物価が高くて、本当に今市もお金がないし、協定の中で、市がお金がないとか言われてたりして、なかなか意見が通らないとかいうこともあるのかなとか思うわけなんですけど、その修繕が大きなネックになってくると思うんですけど、1年間合算した金額でよいのかどうかをお尋ねします。協定の中で、そういった話合いがあるのかないのかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 今一度よろしいでしょうか。千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

施設の損傷において、それを修繕するとき、指定管理者が負担するのか、市が負担するかっていうところですけども、それはおおむね10万を基準としておりまして、1件当たり、1回当たりになります。

10万未満については、指定管理者のほうが対応する、それを超えるものは、市が負担するというようなことになっております。年間で10万とかいうようなことではございません。1件当たりということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですね。ほかに。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 私もですね、この件については、いろいろ管理者のほうからも話を聞いたりしてます。

で、ポイントは、今回、従来の5年が3年になったというのもですね、やはり運営が非常にしんどいからじゃないかなというふうに推測しておるんですね。

で、1つは、先ほど三好委員からもありましたように、協定書で、特にやっぱりお金がかかるっていうのは維持費だろうと思うんですよ。そこのところは、先ほどの話だと1件10万円以上はおおむねですけど、市のほうが負担、で、未満は指定管理者のほうでというか、その辺のまず協定書の締結について、事前に十分その内容について、指定管理者と市当局と話し合いがなされてるかどうか。

それとも、もうある程度これは市のほうで協定書というか——を決めて、もうこれに受け入れられるかどうかっていうのを指定者のほうが判断して、できる範囲は——できないんだったらもうやらないというふうになるのか。要はそのところは、協議が可能なのかなのかって非常に大きい問題だろうと思うんですね。だから、そこがまずどうなのかっていうのが1点、やはり確認をさせていただきたいと。

もう1つは、こういうものを維持するのに、今後、どんどんどんどん維持費とかかかってくるんだけど、市のほうとしても10万以上の補修とかいう、例えば、体育館のほうは管理外だったですけども、雨漏りがしたりとかいうふうなこともあって、市のほうで補修してもらったりということもありましたけれども、要はその辺の費用、収入っていうのが174万9,000円というのが8年9年10年ってなってますよね。本当にこの額で、今後、発生するであろういろんな補修とかも賄えるかどうかという問題もあると思うんで、そこは、もう市のほうとして、責任持って大

型補修についてやりますということをお願いいただけるのかどうか。

この辺、やはり管理者としても非常に気になるところだと思いますので、もう一回その辺の見解をお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理期間を5年から3年にしてほしいという要望があった理由をまず少し御説明しておきたいというふうに思います。

これは、1つには会の人材育成が進んでいないことから、3年間のうちに人材の発掘・育成に努め、その結果、今後も当該施設を安定的かつ効率的に管理運営することが可能な組織でいられるかどうか——いられるか自ら判断したい。さらには、現在の物価や人件費高騰など先行き不透明な状況であることから、3年とさせていただきたいというようなことでありました。

修繕のことについてでありますけれども、指定管理料を定めるに当たりましては、その修繕経費っていうのも重要な要素でありまして、この辺の負担の在り方とかいうようなことについては、指定管理者との協議はさせていただいているというふうに理解しているところであります。

また、先ほど申しました指定管理者が負担しない部分、市が修繕しなければならない部分については、しっかりと市のほうで、予算確保の上対応していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） たまたま旧鳳鳴小学校は指定管理者ということで、日常的な管理ができるわけですがけれども、今、綾木小学校がこの4月に——3月に閉校になって、結局、どういうふうに活用するかっていうところは宙ぶらりんというか——な状況ですよ。で、やはりその維持費という——維持ということを考えても、もうかなり負担になると思うんです。

で、先ほど……。

○委員長（末永義美君） 藤井委員、すみません。綾木というか、これは鳳鳴のことですよ、ちょっと拡大してしまつて。

○委員（藤井敏通君） いや、だから、別にその綾木をどうせっていう話じゃなくつ

て、要するにやっぱりそのままだと維持費もかかるでしょうと。

したがって、先ほど維持管理については、市のほうであらかじめ予算等を計上するというお話だったですけれども、本当にそういう予算はもうきちんと計上されてるのかなっていうところ、それがやはり非常に気になりますんで、その辺はいかがですか。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

鳳鳴の地域交流センターの維持管理経費で、当初補修経費を見込んでいたものもありますが、年度途中で修繕が必要になるといったような事案もあります。そういったときには、適宜、緊急度等を勘案しながら必要な経費を予算計上するか、次年度に予算計上するかし、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。

○委員（三好睦子君） いいですか。今の説明聞いて。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、市が——説明の中で、市が修繕をしなくてはならない部分は市がすると言われましたが、その部分がどうなのかなと思うんですけど、立木が——木が——校庭で——学校ですから庭木が——木が高くなってるわけですが、それは自分たちがするようなことを言っておられましたけれど。

それと、水道とかライフラインが切れたときは、この水道とかも——だからですね、聞きたい——お尋ねしたいのは、市が修繕する範囲というのは——市が修繕しなくてはならない部分とは何でしょうか。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

市が修繕しなければならないものといいますのは、指定管理者が負担すべきでない経費、修繕対応です。

先ほどの例を1つにとっていうと10万、おおむね10万を超えるようなものは、市が負担すべきものだというふうに考えております。よろしいでしょうか。

以上になります。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 新しい施設ならともかく、もう何十——鳳鳴の場合は7年たったけど、この前100周年何かありましたよね。百何年たって——以上たってると思うんですけど、それなんかの管理を——指定管理を受けてる場合は、もちろん木も大きくなってますし、校舎も老朽化して大変だろうと思います。

そして、水道についてもいろんなことが大変だろうと思うんですけど、市が修繕しなくちゃならない部分には入らないわけなんじゃないでしょうか。

○委員長（末永義美君） いま一度お答えできますか。千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 質問にお答えいたします。

鳳鳴の交流センターは、もう建設後かなりの年数を——が経過しております。令和——本年度におき——7年度、今年度においてもライフライン、水道施設等の老朽化あるいは電気設備が不具合があるとかいうようなことで、金額的にも10万を超えるようなものでありまして、それについては、市が修繕を提示しているところがあります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 10万超えるっていうのは分かりましたけれど、修繕——市が修繕しなくちゃならない部分はここあるけど、10万っていう意味が違うと思うんですけれど。

私が聞きたいのは、市が修繕しなきゃならない部分が何かと、立木とか水道とか電気とか、これらは今の説明では、10万を超えたら出すけど、10万超えなければ出さん——出さないよっていう意味なんじゃないでしょうか。

でも、はっきりしてほしいのは、市が修繕しなくてはならない部分に、この立木とか水道とかこういったライフラインが入るのではないかとお尋ねする——してるわけなんですけれど、どうなんじゃないでしょうか。

○委員長（末永義美君） 三好委員。この内容は各自協定の中に入ってますので、あまりにも深掘りすると、ここでは、質疑は不似合いかと思えますけども、協定書の中に全て盛り込まれてますんで、ここで……。

○委員（三好睦子君） 何、意味が分からん。何。

○委員長（末永義美君） 協定——指定管理の各自協定の中に詳細なことは、今おっしゃったことはほぼ入ってますんで、それを御覧いただければ、ここで聞くよりは。

ここでは、今の質疑はちょっと。

○委員（三好睦子君） 分かりました。分かりました。委員長。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 協定をするときに、こういったことの10万の——市が修繕しなきゃならん——こうこうこう——立木とかは入ってないんじゃないかと思うんですけど、今の……。

○委員長（末永義美君） すみません、暫時休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時08分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、会議を再開します。千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 先ほど説明したことを少し補足させていたできればというふうに思います。

指定管理者との基本協定においてリスク分担を定めております。その中で、施設・設備の損傷に関する事項で——についてであります。

指定管理者の責に帰すべき事由による修繕、これは指定管理者が修繕対応するようになっております。

それから、先ほどの10万と申しあげましたのが、通常の使用において生じた消耗部品、注文品の交換等であって、おおむね10万未満の修繕、こちらについては、指定管理者が負担するようになっております。

今、申しあげました上記以外の場合は、市が負担するというような内容になっております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よく分かりました。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この指定管理について賛成はいたしますけれども、1点、先ほどから協議があった協定書——基本協定書は当然基本的なことということですが

れども、やはり個別なことというか、それについて、指定管理者のほうからいろいろ要望もあろうかと思しますので、ぜひ、やはり丁寧にその都度協議していただいて、個別のものについてはどうするというのを具体的にしっかり決めていただきたいなというふうに思います。要望を添えて、賛成意見とします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見。三好委員。

○委員（三好睦子君） この鳳鳴の山里会の鳳鳴小学校——鳳鳴の地域交流センターのことなんですけれど、ほかの指定管理とはちょっと違ってもうけを出しているところではなくて、地域の皆さんの集いの場とかそれから交流の場とか、それから健康を守るとかいろいろしておられると思います。それなので、指定管理は一緒くたにパッとこうこうだっているのではなくて、この施設によって、先ほど何回も言って申し訳ないんですけど、施設——管理する施設の新しいところとか古いところとかいろいろあるのでそういったことも鑑みて、ちょっとその指定管理のこの契約——指定管理の契約——指定管理料なども考えて、その協議を——指定管理において協議をするときはしっかりとその相手の方と協議を——相手の方の意見をよく聞いていただいて、その相手——聞いていただいて決めていただきたいなと思います。賛成です。

○委員長（末永義美君） 分かりました。ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第109号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第110号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを議題とします。執行部説明を求めます。岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） それでは御説明いたします。

現在、直売所みとうは、山口県農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、令和8年3月31日をもって指定期間が満了となります。

このため、新たな指定管理者を選定するに当たり、指定管理者候補者選定審査会

において、候補者の選定方法について公募にすることや指定期間を3年間とすること等が決定され、当該施設——当該施設の設置目的を達成するため流通販売のノウハウがあり、安定的な運営が期待できることから、本審査課の審査を経て、山口県農業協同組合を候補者として選定したところです。

つきましては、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、山口県農業協同組合を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この直売所みとうはですね、我々、実際に農産物作ってる生産者も直接利用したりとか、非常に重要な直売所というふうに思ってます。それで、ぜひ、事業を拡大とかしていただきたいなというふうに思ってますし、実際に年間2億ぐらいですか、売上げも上がってるんでいいなと。

ただ、今回、この事業計画の概要というのと収支計画というの8年9年10年と3年間ありますけれども、ここの事業計画っていうのがですね、まず利用者数も11万2,000人ということで横ばい、収支も——ここでいう収支っていうのは——ちょっとまず確認なんですけど、この収支っていうのは、みとうでの売上げという意味でよろしいんですか。それとも、何か指定管理料というのがこの金額ということなんですかね。多分、ここでいう収支っていうのは、みとうでの売上げじゃないかなと思うんです。そうなってくると、やはりここの事業計画として、もう頭打ちですよ、1億6,100万と。

やっぱり市として、指定管理っていうことをどう位置づけられてるかということなんですけど、やはりこういう収益が稼げるようなものについては、積極的に応援するかして、収益とか、売上げなり利用者を増やすというふうなことを、市としても何らかのインセンティブを与えるとかそういうふうなことも必要じゃないかなと思うんです。

だから、まず1つ、その事業計画っていうのは、その指定管理させたそこでの計画なのかどうなのかということ。収支のところは、この収入・支出っていうのは指定管理料ということなのか、それともそこでの売上げなのか、その辺をまずお聞き

したいと思います。

○委員長（末永義美君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの御質問にお答えします。

この議案についております資料につきましては、指定管理候補者となります山口県農業協同組合から提出されたものに、事業計画の概要もそちらが作成されたものになります。

で、指定管理料——この収支につきましては、この施設につきましては、指定管理料は発生しておりませんので、農協——JA山口県の——山口県農業協同組合の直売所みとうでの収支ということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） そういう意味ではですね、JAさんに、あんたら本当にこれをもっと発展させる気があるのかっていうのは言いたいところなんですけれども。

市としてもですね、管理料は発生してないということですが、せっかくのこの施設を有効にということであれば、指定管理を協議されるときに、もう少しこの事業計画を意欲的に作りませんかと。で、そのために、市としては、こういうことも補助っていうか、こういうことも一緒にやりますよとかそういう観点、話はされたことはないんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

山口県農業協同組合とは、非公募ということで、例年そういう形で事業計画等を提出していただいておりますが、やはり次年ごと、その都度に協議をしておりますし、指定期間中におきましても、様々なそういう協議というのは行っているところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう1つお聞きします。

直売所みとうをよく御存じだと思います。あそこで事業を拡大しようと思っても、一番のネックはやはり駐車場、非常に少ないということもありますね。で、対面のところに、以前有機の何だったかな、何か——（発言する者あり）要は何が言いた

いかというと、JAさんとして、これじゃあやはり事業が十分できないと、もう少し拡大したい。例えば、駐車場を増設するとか、あるいは店舗を増やしたいというふうなもし話があったときに、この今の直売所は市の当然施設ですけれども、拡大するというふうなときにはですね、選択肢として、市が何らかのやっぱり拡張のための投資をしてあげるといふこともあるでしょうし、いや、もう市としては、もうJAさんのほうで頑張ってもらったら、これはプラス指定管理の施設ですけれども、それ以外はどうぞ独自にやって、一緒にやってもらっていいですよというふうなことも考えられますよね。その場合の対応っちゃうのは、何か考えられますか。

○委員長（末永義美君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

山口県農協は、直売事業に力を入れたいということでございまして、県1農協になりまして、様々なマーケットと連携をした取組を行いたいということを伺っております。直売所みとうにおきましても、積極的に売上げを伸ばしたいという意向を持っておられます。

藤井委員の御質問ありましたような規模拡大等の意向につきましては、米粉を使った事業を展開したりとか、そういった個別の御要望をいただいておりますけれども、具体的な御要望が出た時点でその事案ごとに協議を行いまして、市ができることがありましたら、積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの質問で言いましたけれども、ぜひ、市の施設として本当に稼げるというか、ただ、それが直接市の収入にはならんかもしれないんですけども、ぜひ、やはりこういうふうな農業で稼げるというふうな振興策の1つとしても積極的に規模拡大なり、JAから話があれば、あるいはJAから話がなくても、市のほうからプラス売上拡大につながるようなそういう提案を積極的にやっていただいて、やはり何としてでも売上げを伸ばせるようなそういう施策の提言というか、

それを切にお願いしたいなというふうに思います。そういう要望を出して、この事案については賛成といたします。

○委員長（末永義美君） 分かりました。ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第110号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第114号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） それでは説明します。

現在、美祢市都市公園秋吉台国際芸術村の指定管理者として公益財団法人山口きらめき財団をしておりますが、令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

この施設は、山口県が設置する文化施設秋吉台国際芸術村との一体施設であることから、山口県が選定した指定管理者候補者を指定することが効果的かつ効率的であります。

去る9月22日付で、山口県から、このたびのMine秋吉台ジオパークのユネスコ世界ジオパーク承認勧告決定に伴い、改めて、ジオパーク内に位置する県有施設である秋吉台国際芸術村の今後の活用計画等を検討することとなり、次期指定管理については、来年度1年間、現指定管理者を単独指定したい旨の通知があったところであります。

このことを踏まえ、山口県に対し、都市公園秋吉台国際芸術村の指定管理者の推薦依頼を行ったところ、山口県からは、県立文化施設・文化ホール指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、公益財団法人山口きらめき財団が推薦されました。

つきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、公益財団法人山口きらめき財団を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条

の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この芸術村についてはですね、以前から県の施設というものの、県としてはもう手放したいというお話がありましたですね。市としても、やっぱり受け入れるにはちょっと大変だということで、何となくっていうか、今の状況できてます。

で、先ほどの説明で、ジオパークの認定に伴って、ちょうどその中にあるこの施設は、県としてもそれなりの意義を見出されたんかなあというふうに聞きました。

で、ちょっと確認したいんですけども、この芸術村に対する県のほうの基本的な考え、これは、やはりジオパーク認定というふうなことを踏まえて変化があったんでしょうか。いわゆる従来のように、やっぱりもう少し県がしっかり面倒見るよというようなことはあったんですか。

それと、もう1点は、いわゆる指定管理が1年ですね。通常は3年とか5年とかっていうか、本当にこの施設の維持・管理・運営、これを今後も9年の3月末ですか——が今回の指定管理の終了期間ですけど、それ以降についても、本当にこのきらめき財団なのかどうなのかは別としても、責任持ってやってもらえるところがあるんかどうなのか。その辺はどういうふうに、例えば県と話をされてるのか、その辺はどういう状況になってますか。

○委員長（末永義美君） 大丈夫ですか。千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

秋吉台国際芸術村につきましては、県の行財政改革の取組の中で、かつていろいろ議論を交わされておりました。一旦凍結はされたんですけども再開して、その後の方針について、県として方針が出されております。

それに——それでは——その中では、秋吉台国際芸術村は存続というような形、県有施設として存続していくというような方針が示されているところであります。その上で、Mine秋吉台ジオパークがユネスコ世界ジオパーク承認勧告を受けたことで、よりこの施設の在り方だとか活用を考えていこうというふうに、県においても考えていこうと、そのために期間を1年間を設けたいということでありまして。

以上になります。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。ほかに、藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません、分かりました。

県の施設だし、県のほうとしても有効活用、県として、そのための1年間やるということですけども、1点だけ、じゃあそういう県の方針に対して、市としては、これをどういうふうに扱っていかうとか対応していかうと考えられているか。

市としてのそういう県の意向を受けて、市としてはこうやろうというその辺の考え方があればちょっと御教示願いますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

県の県有施設ではありますけれども、山口県それから美祢市、今の指定管理者であるきらめき財団、こちらと3者による協議をする場を定期的に持っております。この今後の活用計画を見直すに当たっては、認定に伴い、有効に施設が活用されるような美祢市としての意見もしっかり伝えていきたいというふうに考えております。

早速ではありますけれども、この年内、この3者で集まって協議をする場が設けられておりますので、そういったところでも、しっかり美祢市としての活用方針について考えを述べてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑は。三好委員。

○委員（三好睦子君） いいですか。すみません。お尋ねするわけですけど、これにも指定管理と協定があると思うんですけど、県と協定されたんですか、それとも山口きらめき財団とされたんですか。市がお金を出すわけですけど、協定はどのような内容だったのでしょうか。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの質問にお答えします。

この協定につきましては、山口県それから美祢市、それから指定管理者であるきらめき財団さんと協定を締結、御既決の上するようになろうかと思えます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 協定を組まれたときの内容ですけど、物価高だとか、指定

管理料が当然協定の中にあると思いますけど、物価高とか最低賃金とか各種厚生福利費とか含まれると思うんですけど、そういったことも——それから厚生福利費に通勤とか住居の補助とかあるわけですけど、そういった内容も話されたのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 質問にお答えいたします。

次期指定管理の選定に当たって、指定管理料の中身についても協議をいたしております。物価高騰によるもの、それから人件費高騰によるもの、そういったものを踏まえた指定管理料を事業計画の中で盛り込まれているところであります。

以上になります。

○委員長（末永義美君） どうぞ。三好委員。

○委員（三好睦子君） 内容が違うって言われそうですけど、この指定管理の昨年——前回のと指定管理料が違うように聞いたんですけど、こういったところには、賃金とか物価高とか最低賃金を鑑みたり何だりしとって、先ほどの美祢市内の指定管理では、そういうことが考慮されてないように思うんですけど、この交渉相手に、美祢市は財政困難だから何とかならないかっていうのは、交渉はあるのかないのかっていうのを伺います。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 質問にお答えいたします。

交渉といいますか、指定管理料について提示された、事前に提示されたものがあったわけですが、なぜ、そのようになるのかというようなところについての説明はしっかり受けたところです。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですね。ほかに。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 1年間ということですね、来年1年相当丁々発止、議会の巻き込んだ丁々発止があるような気がするんですけど、そういう理解でいいんですか。県は手放したい、市は受けたくないというこういう基本スタンスであると思うんですけど、そういういろんな議論が出てくるんですよ、来年度で。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 質問にお答えいたします。

秋吉台国際芸術村におきましては、県は県有施設として存続させていくという方針であります。その上で、より魅力的などいいますか、より積極的に活用できるような方策を1年かけて考えていこうということでもあります。

そういった方針等につきましては、適宜、情報提供してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 昔、記憶ですけど、市に経営っていうか、運営を任したいというこういうことがありましたが、市はできんということですね、県ができんのを市ができるわけないという言い方で駄目にしたと思うんですけど、そういう基本スタンスはやはりあるんでしょうね。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 質問にお答えいたします。

秋吉台国際芸術村については、かつて県の行財政改革の取組の中で、そのようなお話がありました。ですけれども、一旦、県においてはコロナ対策を優先させるということで、一旦、議論が凍結されたという認識であります。

その後、また改めて、行財政改革の取組ということで県において議論されまして、その結果として、秋吉台国際芸術村は県有施設として存続させていくというような方針が示されている状況であります。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 根本的な質問なんですが、この施設は県の施設と。で、指定管理もある意味財団法人であります県のほうが関連するような、代表者が知事ですからね——理事長が知事ですからね。で、県のものに対して県の指定管理者っていうか——県の団体が指定管理になるというか。

要は、市がこの指定管理に関係するという理由、根拠、その辺が非常に分かりづらいんですよ。なぜ、市が指定管理の窓口っていうかやらんといかんのやと。だから、そこは県と市とどういいう話合いになって、市が指定管理の窓口なんだっていうことだろうと思うんですけど、そこはどういう関係ですか。どういうことになってるんだろう。

○委員長（末永義美君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） ただいまの質問にお答えします。

秋吉台国際芸術村は、山口県が所有する設置する文化施設、これ建物というふう
に思っていたければいいんですけども、建物の秋吉台国際芸術村と美祢市が設置
する都市公園秋吉台国際芸術村がありまして、美祢市の——このたびの議案は、都
市公園秋吉台国際芸術村の指定管理者についての議案ということになっております。
以上になります。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もうここでこれ以上聞きませんが、その都市公園としての
芸術村っていうか、ちょっとそれはどういうものなのか、後で教えてもらえます。
建物っちゅうのは分かるんですけどね。すみません、後で結構です。

○委員長（末永義美君） 分かりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第114号を採決します。本案について、原案のとおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のと
おり可決されました。

それでは、最後の議案です。

議案第115号字の区域変更についてを議題とします。執行部より説明を求めます。
岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） それでは御説明いたします。

これは、秋芳町岩永本郷地内において、平成29年度から事業着手しています県営
岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業の圃場整備事業に伴い、整備後の区画
の確定測量に基づき、字の区域の一部を変更する必要が生じました。

議案の下段の字の区域変更明細書を御覧ください。

整備前の土地、秋芳町「岩永本郷字清水782番1」を、整備後に、秋芳町「岩永本郷字土井敷」に変更するものであります。

その下以降に記載しております139筆におきましても、同様に字の区域変更をするものであります。

つきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第115号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議で本委員会に付託された議案14件についての審査を終了しました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項について何かありましたら御発言をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 思いのほか長い時間を費やしました。ないようでしたら、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時42分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月12日

教育民生委員長